

○おだわらSDGsパートナー制度要項

(令和元年10月16日)

おだわらSDGsパートナー制度要項

(目的)

第1条 この要項は、持続可能なまちづくりとSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて小田原市と共に取り組む企業、大学、団体等（以下、「企業等」という。）を「おだわらSDGsパートナー（以下、「パートナー」という。）」とし、その登録及び運用に必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 本制度を通じて、多様なステークホルダーが持つ強みと知見を生かし、持続可能なまちづくりの実現に向けた取組の推進とSDGsの理念における普及・啓発を図る。

(対象)

第3条 SDGsの理念に賛同し、これに関連する取組を行っている企業等

(登録要件)

第4条 パートナーの登録に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たすことが必要となる。

- (1) SDGsに関連する取組を推進し、企業等のホームページなどで公表しており、当該取組がSDGs達成のためのゴールと密接に関係するものと認められること。
- (2) パートナーとして、小田原市と共に、持続可能なまちづくりとSDGsの達成に向け、具体に取り組むこと。
- (3) 公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (4) 地方税及び国税の滞納がないこと。

(申請方法)

第5条 応募締切日までに登録申請書に必要事項を記入の上、メール、若しくは郵送により小田原市企画政策課（以下、「企画政策課」という。）に提出することとする。

(登録認定に当たっての審査)

第6条 申請があった後、企画政策課が第4条に掲げる要件を満たしていることを確認した上で、おだわらSDGs実行委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会から

の意見を受けて最終的に判断することとする。

(登録認定の通知)

第7条 登録が決定した後、2週間以内にメール、若しくは郵送により登録認定の通知を行うこととする。

(登録内容の変更)

第8条 登録内容（登録申請書に記載した取組内容）に変更が生じたときは、パートナーは、企画政策課に速やかに報告することとする。

(実績報告)

第9条 パートナーは、当該年度中に実施したSDGsに関連する取組について、年度末までに、実績報告書を企画政策課に提出することとする。

(登録期間)

第10条 パートナーの登録期間は、令和9年度（2028年3月末）までとする。

(登録の解除)

第11条 登録後、第4条の要件を満たしていないことが確認されたとき、又はパートナーからの申し出があったときは、登録を解除することとする。

(支援)

第12条 小田原市は、パートナーやパートナーが取り組むSDGsに関連した事業実績等を、ホームページ等を通じて積極的に発信することとする。

附 則

この要項は、令和元年10月16日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

この要項は、令和6年7月1日から施行する。

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

この要項は、令和8年4月1日から施行する。